

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年6月5日（平成29年（行情）諮問第220号）

答申日：平成29年11月27日（平成29年度（行情）答申第347号）

事件名：特定期間に報告があった自動車事故報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成28年1月から12月の間に報告があった自動車事故報告書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月21日付け九運総務第169号による九州運輸局長（以下「九州運輸局長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分のうち加害者と被害者の名前の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書の内容は省略する。）。

- ・ 不開示の加害者と被害者の名前の開示を求めます。
- ・ 5人が亡くなるケガをするということは人権問題でもあり最近、病院に車がつっこむニュースが気になります。自動車に乗っている人だけでなく、病院のロビーにいる人まで亡くなるという前代未聞の事件だと思います。これは単なる運転ミスなのか？
- ・ また 特定日時の特定事業者が道路上に寝ている人を轢いて亡くなられた事件は刑務作業の外部通勤の人ではないかと疑いを持ちました。冤罪で罪人にさせられ労働条件が法律に反しているようなところで働かされていた可能性はないかと思ひまして、是非ニュースなどと平等に開示をお願いします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- （1）本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して本件対象文書の開示を求めてなされたものである。
- （2）これを受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号及び2

号イに該当する部分を不開示とする，一部開示決定（原処分）を行った。
(3) これに対し，審査請求人は，原処分のうち法5条1号による不開示の一部について開示すべきとして，国土交通大臣（諮問庁）に対し，本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

本件対象文書には，加害者と被害者の名前について不開示となっている。人が亡くなるケガをすることは人権問題である。また，自動車事故に関しニュースなどでは実名報道がなされており，報道機関への情報提供と同様に，平等な情報開示を求める。

3 本件対象文書について

本件対象文書は，道路運送法（昭和26年法律第183号）29条，貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）24条及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）100条1項の規定に基づき，自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定められており，旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者等がその使用する自動車について同規則2条各号の事故があった場合に国土交通大臣に提出しなければならない報告書である。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人の上記2の主張を踏まえ，以下，原処分の妥当性について検討する。

本件対象文書中，法5条1号を理由として不開示としているのは，自動車事故報告書及び添付書面の記載内容のうち，個人に関する情報（氏名，年齢，住所，印影，勤務先等に関する情報，搬送先の病院施設名称）である。

審査請求人は，加害者と被害者の名前を開示するよう求めているが，これらは正しく特定の個人を識別できる情報であり，これらを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある。

また，実名報道がなされているとの主張であるが，当該情報はあくまで報道機関がその取材に基づき独自に報道したものであるから，それをもって，当該情報が法5条1号ただし書イの情報に該当するとは認められない。

このほかにも，これらの個人に関する情報について，法5条1号ただし書イないしハに該当する事情は存しないことから，加害者と被害者の名前を不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、本件請求文書を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分については、妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同月26日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年10月12日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年11月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁はその一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分のうち、加害者及び被害者の氏名（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、九州運輸局長に対し、平成28年1月から12月の間に報告のあった自動車事故報告書等であり、自動車事故報告書及びその添付書類で構成されている。
- (2) 自動車事故報告書には、自動車の使用者の氏名又は名称、印影、住所、電話番号、提出日、発生日時、天候、発生場所、当該自動車の使用の本拠の名称及び位置、自動車登録番号又は車両番号、当時の状況、現場の略図、当時の処置、事故の原因、再発防止対策、備考、事故の種類、当該自動車の概要、道路等の状況、営業所及び運行等の状況、乗務員、運行管理者、損害の程度、事業者番号等を記すこととされており、そのうち不開示部分は印影、自動車登録番号又は車両番号、加害車両の運転者氏名、被害者氏名及び年齢、医療施設名並びに運行管理者の氏名等であることが認められる。
- (3) また、添付書類としては、健康起因に関する事故の場合は別表2を、事故原因が車両事故に起因する場合は別表3を作成することとされているところ、そのうち不開示部分は加害車両の運転者氏名、被害者の氏名、従業員の氏名、医療施設名、印影及び運行管理者の氏名等であることが

認められる。

- (4) 上記(2)及び(3)の不開示部分のうち、審査請求人が開示を求める本件不開示部分は加害車両の運転者氏名及び被害者の氏名であると認められるところ、当該部分については、各々法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。これらの氏名については、報道機関による報道がなされたとしても、それをもって直ちに公表慣行があるとは認められず、同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、当該部分は個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、加害車両の運転者氏名及び被害者氏名は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司